

# 中期目標原案・中期計画案一覧表

(法人番号 44) (大学名) 浜松医科大学

中期目標原案	中期計画案
<p><b>(前文) 大学の基本的な目標</b>            建学の理念「第1に優れた臨床医と独創力に富む研究者を養成し、第2に独創的研究並びに新しい医療技術の開発を推進し、第3に患者第一主義の診療を実践して地域医療の中心的役割を果たし、以て人類の健康と福祉に貢献する。」を踏まえ、特に以下の事項について重点的に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医学および看護学の進歩に対応する能動的学習能力、問題探求・問題解決能力、そして、幅広い教養に基づく豊かな人間性と確固たる倫理観、国際性を育み、地域社会に貢献できる医師・看護専門職を養成すると共に世界に発信できる研究者の育成を目指す。</li> <li>2. 光医学を中心とした独創的研究と新しい医療技術の開発推進に取り組む。特に、光技術の医学応用（メディカルフォトリクス）と生体内分子の詳細な画像化（分子イメージング）に関する研究を推進し、医学に関する総合的なイメージング研究の世界拠点となることを目指す。</li> <li>3. 地域医療の中核病院として高度な医療を提供すると共に、病病・病診連携を促進し、地域社会のニーズと個々の病院機能に応じた医療ネットワークの構築を目指す。また、先駆的な医療を世界に発信するために、臨床教育の充実を図り、研究マインドを有する専門医の育成を推進する。</li> <li>4. 先端的・学際的領域の基礎研究・臨床研究において、本学の特色を活かした産学官連携を推進し、研究成果の社会還元を目指す。</li> </ol>	
<p><b>◆中期目標の期間及び教育研究組織</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中期目標の期間            平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする。</li> </ol>	

## 2. 教育研究組織

この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科を置く。

### I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

#### 1. 教育に関する目標

##### (1) 教育内容及び教育の成果に関する目標

###### 【学士課程】

- ①豊かな教養と倫理観に基づく人間性を養い、全人医療を実践できる医療人を養成する。

###### 【大学院課程】

- ②高度の専門的な知識及び技術を身につけた臨床医及び医学研究者又は看護専門職及び看護学研究者を養成する。

###### 【学士課程・大学院課程】

- ③世界的に評価される高度な医療並びに独創的、先進的研究成果の達成を目指す優秀な人材を確保する。

##### (2) 教育の実施体制等に関する目標

### I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1. 教育に関する目標を達成するための措置

##### (1) 教育内容及び教育の成果に関する目標を達成するための措置

###### 【学士課程】

- ①-1 カリキュラム、シラバス等を定期的に検証・改善し、専門的な知識及び技術を身につけた医師又は看護専門職を養成する。
- ①-2 基礎配属、PBLチュートリアル教育等を検証・改善し、課題探求能力、問題解決能力を育成し、研究心に富み、主体的かつ意欲的に学習する医療従事者を育成する。
- ①-3 医学科の臨床実習、看護学科の臨地実習の充実を図り、実践的な能力に優れた医療従事者を育成する。
- ①-4 公正で厳格な成績評価を行い、卒業時に備えるべき能力を社会に対して保証する。
- ①-5 講義、ゼミナール等を実施することにより、医療従事者としての使命感、責任感及び倫理観を育成する。
- ①-6 地域医療を担う医師を育成し、新卒者の県内医療機関への就職率を平成27年度までに60%以上にする。
- ①-7 海外との交流を推進するとともに幅広い外国語学習の機会を提供する。

###### 【大学院課程】

- ②-1 海外学術交流協定校との交流や国際学会等での研究発表を推進し、国際的に活躍できる広い視野、豊かな知性、教養を持ち、世界をリードできる研究者を養成する。
- ②-2 各研究コースの内容を充実させて優れた研究テーマについて経済的支援を行い、研究者を養成するとともに研究マインドを身につけた臨床医及び看護専門職を養成する。
- ②-3 教育研究を活性化するため、外部の教員や外国人研究者等に広く門戸を開き、開かれた教育研究環境を構築し、特色ある教育研究を推進する。

###### 【学士課程・大学院課程】

- ③ 入学者選抜方法の工夫・改善を図り、優秀な人材を確保する。

##### (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ①教育目標を実現するため、教育実施体制の充実を図る。
- ②教育に必要な施設、設備などの教育環境を充実させる。
- ③教員の教育の質の向上を図る。

### (3) 学生への支援に関する目標

- ①学生への修学等支援及び健康管理の充実を図る。

## 2. 研究に関する目標

### (1) 研究水準及び研究の成果に関する目標

- ①先端的・学際的領域の基礎研究・臨床研究を推進し、世界の水準に並ぶ研究領域を確立する。
- ②研究成果の社会還元のために、地域組織と共同で、産学連携に資する活動を推進する。
- ③国際的連携による特色ある研究を推進し、その成果を海外に発信する。

### (2) 研究実施体制の整備に関する目標

- ①研究の支援体制を高度化する。

## 3. その他の目標

### (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

※各年度の学生収容定員は別表のとおり

- ① 教育を実施する組織の現状、そして教育者に求められる知識・技術を再点検し、教育実践力のある優れた教育実施体制の構築を図る。
- ②-1 学生との意見交換会を定期的開催し、その意見を踏まえ、予算の範囲内で学生が学習する教育環境の充実を図る。
- ②-2 図書・雑誌・電子ジャーナル等の充実や施設・設備の整備・更新を進め、図書館機能の強化を図る。
- ③ 授業評価を実質的な改善に結びつけること及び積極的なFD活動を展開することにより、学生の授業に対する要望を把握し、教育効果を上げるため、教員の教育力を高めるための体制を構築する。

### (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ①-1 修学支援、生活支援、就職支援及び学生相談等を検証、改善し、一層充実した学生支援を行う。
- ①-2 健康診断、抗体価検査、予防接種等の実施及び健康相談等のデータを一元的に管理する。

## 2. 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果に関する目標を達成するための措置

- ①-1 光技術の医学応用を目指すメディカルフォトンクスと生体内分子の詳細な画像化を目指す分子イメージング研究を推進する。
- ①-2 メディカルフォトンクスと分子イメージング研究に係わる研究者を対象とした技術講習会（講義及び実習）を開催し、年間40人以上の専門研究者を養成する。
- ①-3 メディカルフォトンクスと分子イメージングの研究組織と環境を整備する。
- ①-4 遺伝子とプロテオーム解析に基づく疾患の解明研究を推進する。
- ②-1 シーズ発掘・育成機能と知財管理・活用の機能を強化する。
- ②-2 学外の機関との連携や交流を積極的にマネジメントするシステムを構築する。
- ③-1 海外との共同研究を推進する。
- ③-2 海外研究機関との連絡調整を行うコーディネーターを5人以上委嘱し人的交流、情報交換を積極的に推進する。

### (2) 研究実施体制の整備に関する目標を達成するための措置

- ①-1 若手研究者等の支援体制を整備する。
- ①-2 研究を促進するための新しい支援制度を検討し、それを運用する。
- ①-3 研究を支援する職員の体制を改善する。

## 3. その他の目標を達成するための措置

### (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

<p>①地域の医療機関や民間企業等との連携・交流を積極的に推進するとともに、教育研究の成果を活かし、地域医療の向上や地域社会の教育に貢献をする。</p> <p><b>(2) 附属病院に関する目標</b></p> <p>①地域医療の中核病院として高度な医療を提供する。</p> <p>②患者第一主義の診療を実践する。</p> <p>③臨床研究を推進し、新しい医療の導入を図る。</p> <p>④臨床教育の充実を図り、優れた医療人を育成する。</p>	<p>①-1 地域における医療支援のネットワーク活動を推進する。</p> <p>①-2 地域の医学・医療知識のレベルアップを図り、健康増進施策に貢献する。</p> <p>①-3 地域の中等教育組織と連携して、中学生、高校生のための科学教育の支援を推進する。</p> <p><b>(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>①-1 地域医療を担う大学病院として、がん治療実績の向上に努める。</p> <p>①-2 救急システムの整備と拡充を図る。</p> <p>①-3 地域医療機関等との連携推進を図る。</p> <p>②-1 診療体制を整備し充実させる。</p> <p>②-2 医療福祉支援センターを充実させ、患者支援体制の強化を図る。</p> <p>②-3 患者サービスを充実させる。</p> <p>②-4 電子カルテを導入し、診療情報の電子化を推進する。</p> <p>②-5 これまでに構築した医療安全体制により、インシデント報告等の分析・改善を行い、医療事故防止対策をさらに充実させる。</p> <p>②-6 院内感染対策の向上に努める。</p> <p>③ 先進医療の臨床への導入を行う。</p> <p>④ 魅力ある教育プログラムを構築し、卒後研修の充実を図る。</p>
<p><b>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</b></p> <p><b>1. 組織運営の改善に関する目標</b></p> <p>①法人の組織運営の在り方について検証し、柔軟かつ機動的な編成・見直しを行う。</p> <p>②適正な人事管理を行い、効率的な大学運営を行う。</p> <p><b>2. 事務等の効率化・合理化に関する目標</b></p> <p>①大学の業務全般を見直し、事務処理の簡素化、迅速化を図る。</p>	<p><b>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1. 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>①-1 重点戦略に応じた学内資源配分を行う。</p> <p>①-2 時代の変化や社会ニーズに対応するため、必要に応じ組織等の見直しを行う。</p> <p>①-3 情報基盤の整備充実を図るため、情報に係る学内組織体制の改組を行う。</p> <p>②-1 全学的な職員評価体制に基づく、新しいインセンティブ制度を導入する。</p> <p>②-2 労働条件を多様化することなどによって、有為な人材を確保する。</p> <p>②-3 男女共同参画をもとに、職員が安心して働くことができる労働環境等の整備を行う。</p> <p><b>2. 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>①-1 事務組織や職員の配置について定期的に点検・検証を行い、職員等の適正配置を行う。</p> <p>①-2 事務の処理方法等について定期的に点検・検証を行い、事務の効率化・合理化を行う。</p>
<p><b>III 財務内容の改善に関する目標</b></p> <p><b>1. 収支の改善に関する目標</b></p> <p>①自己収入の増加を図る。</p>	<p><b>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1. 収支の改善に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>①-1 医業収入の増加を図る。</p> <p>①-2 科学研究費補助金についてパイロットスタディへの資金援助、アドバイスサービス等</p>

<p>②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>③経費の抑制を図る。</p> <p><b>2. 資産の運用管理の改善に関する目標</b></p> <p>①資産の効率的・効果的な運用を図る。</p>	<p>の支援体制の拡大充実を図り、第一期中期計画期間を上回る申請件数を確保する。</p> <p>②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費改革を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>③-1 管理的経費を抑制する。</p> <p>③-2 診療経費の抑制を図る。</p> <p><b>2. 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>① 定期的に施設パトロールを実施し、建物、設備の老朽状況を把握し、計画的な施設整備・管理をする。</p>
<p><b>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</b></p> <p><b>1. 評価の充実に関する目標</b></p> <p>①自己点検・評価及び第三者評価を厳正に実施するとともに評価結果を大学運営の改善に活用する。</p> <p><b>2. 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</b></p> <p>①社会に対して、教育・研究・診療の状況などの情報発信を積極的に行う。</p>	<p><b>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1. 評価の充実に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>①-1 自己点検・評価等の実施と改善充実を行い、適切な評価を実施する。</p> <p>①-2 評価を通じて得られた大学運営の状況や問題点を職員に周知し、改善に資するようにする。</p> <p><b>2. 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>①-1 自己点検・評価等の結果について適切な公表を行う。</p> <p>①-2 広報誌、ホームページ等を通じて、継続的に大学の教育・研究・診療の活動状況及び運営に関する情報を、積極的に提供する。</p>
<p><b>V その他業務運営に関する重要目標</b></p> <p><b>1. 施設設備の整備・活用等に関する目標</b></p> <p>①施設整備に関する長期的な構想を策定し、計画的な施設整備・管理を行う。</p> <p>②施設整備・管理にあたっては、バリアフリー、環境保全などの社会的要請に配慮する。</p> <p><b>2. 法令遵守に関する目標</b></p> <p>①法令を遵守した適正な法人運営を行う。</p>	<p><b>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1. 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>①-1 良好なキャンパス環境を形成するため、作成したキャンパスマスタープランを定期的に見直し、可能なものから実施する。</p> <p>①-2 施設の有効な利用及び運営を図るため、施設の利用状況等を点検し、教育研究スペースの有効活用を図る。</p> <p>② 良好な地球環境の形成に資するため学内における環境事業活動をさらに推進する。</p> <p><b>2. 法令遵守に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>①-1 法令の遵守について定期的に点検・検証を行う。</p>

②情報管理の徹底を図るため、情報セキュリティを高める。

- ①-2 資金の管理に係る不正防止体制及び監査体制のモニタリングを定期的に行い、資金等の適正な管理を行う。  
 ② 情報資産を安全に運用するため、情報システムセキュリティのより一層の強化を図る。

**VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画**

**VII 短期借入金の限度額**

**1. 短期借入金の限度額**

**2. 想定される理由**

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

**VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画**

医学部附属病院における施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学の敷地及び建物について担保に供する。

**IX 剰余金の使途**

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究及び診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

**X その他**

**1. 施設・設備に関する計画**

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
附属病院改修、 小規模改修	総額 5,829	施設整備費補助金（………） 医療施設耐震化臨時特例交付金 （809百万円） 長期借入金（4,828百万円） 国立大学財務・経営センター 施設費交付金（192百万円）

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について22年度以降は21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、医療施設耐震化臨時特例交付金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な金額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

## 2. 人事に関する計画

人事に関する計画を策定し、適正な人事管理を行う。

## 3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

該当なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務償 還額
長期借入金 償還額 (国立大学財 務・経営セン ター)	805	877	927	1,116	1,288	1,256	6,269	17,302	23,571

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産)

該当なし

## 4. 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

・教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

中期目標		中期計画	
別表(学部、研究科等)		別表(収容定員)	
学 部	医学部	平成 22 年度	医学部 885人 (うち医師養成に係る分野 625人) 医学系研究科 152人 (うち修士課程 32人) (うち博士課程 120人)
研究科	医学系研究科	平成 23 年度	医学部 905人 (うち医師養成に係る分野 645人) 医学系研究科 152人 (うち修士課程 32人) (うち博士課程 120人)
		平成 24 年度	医学部 925人 (うち医師養成に係る分野 665人) 医学系研究科 152人 (うち修士課程 32人) (うち博士課程 120人)
		平成 25 年度	医学部 945人 (うち医師養成に係る分野 685人) 医学系研究科 152人 (うち修士課程 32人) (うち博士課程 120人)
		平成 26 年度	医学部 965人 (うち医師養成に係る分野 705人) 医学系研究科 152人 (うち修士課程 32人) (うち博士課程 120人)
		平成 27 年度	医学部 975人 (うち医師養成に係る分野 715人) 医学系研究科 152人

年度	(うち修士課程 32人) (うち博士課程 120人)
----	-------------------------------